

答申書

富士市水道料金改定について

平成27年8月28日

富士市水道事業及び公共下水道事業経営審議会

富水下経発第 2 号
平成 27 年 8 月 28 日

富士市長 小長井 義正 様

富士市水道事業及び
公共下水道事業経営審議会
会長 山 本 誠

富士市水道料金改定について（答申）

平成 27 年 7 月 21 日付け富上下総発第 1023 号で諮問があった件について、慎重に審議を行った結果、当審議会として意見が集約されたので、下記のとおり答申する。

なお、今後の水道事業の経営に当たり、当審議会として審議の過程における意見を「附帯意見」としてまとめたので、引き続き「安全でおいしい水の安定供給」に努め、より一層の経営努力をするよう申し添える。

記

水道事業は、市民生活や社会活動を支える重要なライフラインであり、常に安全でおいしい水の安定供給が求められている。

富士市の水道事業は、平成 9 年 4 月 1 日の水道料金改定以降、水道料金等徴収業務委託や組織改正による職員削減のほか、企業債利息の削減など様々な企業努力により現行料金を維持してきた。

しかし、近年は人口減少や節水機器の普及など社会的要因により、水道料金収入が減収となる一方、東日本大震災以降、動力費や労務単価が上昇するなど、もはや企業努力だけでは吸収しきれないほど厳しい経営状況にある。

また、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 か年の収支予測によると、平成 28 年度以降、毎年度赤字となり、高度経済成長期に布設した水道管の更新や施設の耐震化などを行う財源も不足する見込みである。

当審議会ではこうした状況を踏まえ、富士市水道事業の健全経営を進める観点から、今後の水道料金体系と適正な料金のあり方、加入金及び手数料について慎重に議論を重ね、次のとおり結論に達した。

1 富士市水道料金の改定について

老朽管更新事業や耐震化事業など各種事業の必要性、水道事業の経営状況から判断すると、水道料金を改定することが必要であると考えます。

(1) 水道料金算定期間

平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間とする。

(2) 水道料金改定率及び水道料金表

水道料金を平均 31.92 パーセント引き上げ、下記「水道料金表」のとおりとする。

水道料金表（税込み）

（単位 円）

区分 呼び径	基本料金			従量料金(1m ³ につき)		
	水量	現行金額	改定金額	段階区分	現行金額	改定金額
13mm	10m ³	648	961.2	使用水量10m ³ を超え20m ³ までのもの	64.8	86.4
20mm		1,026	1,533.6	使用水量20m ³ を超え50m ³ までのもの	86.4	102.6
				使用水量50m ³ を超え100m ³ までのもの	102.6	118.8
25mm		1,447.2	2,181.6	使用水量100m ³ を超えるもの	118.8	129.6
30mm		1,706.4	2,570.4	使用水量20m ³ までのもの	64.8	86.4
40mm		3,304.8	4,968			
50mm		5,076	7,614	使用水量20m ³ を超え50m ³ までのもの	86.4	102.6
75mm		12,420	18,684	使用水量50m ³ を超え100m ³ までのもの	102.6	118.8
100mm		22,032	33,048			
150mm		38,340	57,564	使用水量100m ³ を超えるもの	118.8	129.6

(3) 水道料金改定日

改定日は、平成 28 年 4 月 1 日とする。

ただし、改定日以前からの継続的使用の場合は、6 月以降の請求分から適用する。

2 加入金、設計審査及び工事検査手数料について

加入金及び手数料については、適正な水準であると判断し、現行のまま据え置くものとする。

【 附帯意見 】

1 水道料金の見直し期間について

水道料金の据置期間が長期に渡ると改定率が大きくなるため、今後は、社会経済情勢や健全な事業経営の観点を踏まえ、5年ごとに料金見直しの検討を行い、大幅な料金改定を避けるよう努められたい。

2 水道料金体系について

料金体系については継続的に検討を行い、基本料金及び従量料金のバランスに配慮したものにするよう努められたい。

また、口径25ミリメートル以下の場合、10立方メートルまで基本料金に含まれる基本水量制については、今後の使用水量などを注視し、見直しを検討されたい。

3 漏水対策等について

高度経済成長期に布設した水道管は、今後の老朽化にともない漏水の増加が懸念される。このことを踏まえ、老朽管の更新など積極的な漏水対策に取り組むことで揚水量の節減を図り、動力費の削減につなげるよう努められたい。

4 安全でおいしい水の安定供給について

料金改定により経営基盤を強化し、水道施設の設備保全や防災対策の充実に取り組むとともに、市民に安全でおいしい水を持続的に安定供給できるようにすることが、当審議会での料金改定を承認する大前提である。

富士市水道事業及び公共下水道事業経営審議会委員

区 分	氏 名	役職名	備考
1号 (知識経験者)	山本 誠	富士信用金庫前相談役	会長
	藤川 格司	常葉大学 社会環境学部 教授	副会長
	武下 圭介	公認会計士、税理士	
	池田 昭義	公認会計士、(公社)日本水道協会経営アドバイザー	
	目黒 輝久	環境計量士	
2号 (公共的団体の 代表者等)	松野 俊一	富士市町内会連合会副会長	
	秋山 浩樹	富士市農業協同組合 代表理事専務	平成27年 7月23日辞任
	渡邊 榮一	富士商工会議所1号議員	
	吉村 てるゑ	女性ネットワーク・富士 副会長	
	田中 富子	富士市消費者運動連絡会 副代表	
	羽田 たつみ	富士商工会議所女性会 (エコーレ) 副会長	
	佐藤 直美	きらり交流会議副委員長	
3号 (水道又は公共 下水道の使用 者)	久保田 道孝	公募委員	
	小林 稔	公募委員	
	増田 英治	公募委員	

○任期 平成26年11月1日から平成28年10月31日

審 議 経 過

区分	日時・場所	審 議 事 項
第 1 回	平成 27 年 7 月 21 日(火) 市役所本庁舎 10 階 全員協議会室	1 諮問 2 富士市水道事業の現状と課題、収支見直し 及び水道料金の改定に向けて (1) 富士市水道事業の現状と課題 (2) 経営改善に向けた取り組み (3) 水道事業会計収支予測 (4) 水道料金の見直し (5) 加入金、設計審査及び工事検査手数料 (6) 過去に実施した水道料金改定内容
第 2 回	平成 27 年 8 月 4 日(火) 市役所本庁舎 10 階 全員協議会室	1 富士市水道料金算定基準(案) 2 富士市水道料金体系(案) 3 池田昭義氏講演 「水道料金算定基準及び水道料金体系の合 理化について」ほか
第 3 回	平成 27 年 8 月 18 日(火) 市役所本庁舎 10 階 全員協議会室	1 富士市水道料金体系(案) 2 加入金、設計審査及び工事検査手数料